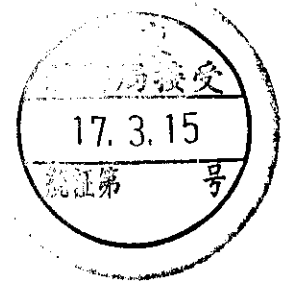


【表紙】

【提出書類】 変更報告書 No.5  
 【根拠条文】 法第27条の26第2項  
 【提出先】 関東財務局長  
 UBS証券会社 東京支店  
 日本における代表者 サイモン・パンズ  
 【氏名又は名称】  
 【住所又は本店所在地】 〒100-0004 東京都千代田区 大手町1丁目5番1号  
 大手町ファーストスクエア  
 【報告義務発生日】 平成 17年2月28日  
 【提出日】 平成 17年3月15日  
 【提出者及び共同保有者の総数(名)】 7名  
 【提出形態】 連名



第1【発行会社に関する事項】

発行会社の名称	株式会社タクマ
会社コード	8013
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京証券取引所・大阪証券取引所
本店所在地	660-0806 兵庫県尼崎市金楽寺町2-2

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)ノ1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	ユービーエス・エイ・ジー(銀行)
住所又は本店所在地	〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目5番1号 大手町ファーストスクエア
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和53年2月28日
代表者氏名	クラウス・ウルス・ガブリエル・ダス
代表者役職	日本における代表者、東京支店長
事業内容	銀行業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	ユービーエス・エイ・ジー(銀行) コンプライアンス部 仲野竜弥
電話番号	03-5208-7313

(2)【保有目的】

	当行ロンドン支店及び他支店における中期的なディーリング目的により保有している。
--	---

## (3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

## ①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	417,996		52,000
新株引受権証書(株)	A	-	G
新株予約権証券(株)	B	-	H
新株予約権付社債券(株)	C (*注)	-	I(*注)
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 417,996	N	O 52,000
借用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		0
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q		469,996
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		0

(\*従前の転換社債券)

## ②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年2月28日現在)	S	87,799,248
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)		0.54%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		0.63%

## (4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

UBS証券—株式会社

## 2【提出者(大量保有者)／2】

## (1)【提出者の概要】

## ①【提出者(大量保有者)】

## (1)【提出者の概要】

## ①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
住所又は本店所在地	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

## ②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## ③【法人の場合】

設立年月日	平成8年4月1日
代表者氏名	ハトリック・オサリヴァン
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	投資顧問業務、投資信託委託業務、委託代行業務、情報提供業務、コンサルタント業務

## ④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社 法規管理室部長 井之上秀一
電話番号	03-5208-7790(直通)

## (2)【保有目的】

投資顧問業を営む関係で、顧客勘定で投資している。

## (3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

## ①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)			1,131,000
新株引受権証券(株)	A	- G	
新株予約権証券(株)	B	- H	
新株予約権付社債券(株)	C (*注)	- I(*注)	
対象有価証券カバードワラント	D	J	
株券預託証券			
株券関連預託証券	E	K	
対象有価証券償還社債	F	L	
合計(株)	M	N	O 1,131,000
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q		1,131,000
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		0

(\*従前の転換社債券)

## ②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年2月28日現在)	S	87,799,248
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)		1.29%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		1.29%

## (4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

無し

## 3【提出者(大量保有者)ノ3】

## (1)【提出者の概要】

## ①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	UBS Global Asset Management (Americas) Inc
住所又は本店所在地	1 North Wacker Drive, Chicago, Illinois 60606, USA
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

## ②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## ③【法人の場合】

設立年月日	平成1年6月19日
代表者氏名	Brian M. Storms
代表者役職	Chief Executive Officer
事業内容	投資顧問業

## ④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	UBS証券会社東京支店 コンプライアンス部 久山美香
電話番号	03-5208-6041

## (2)【保有目的】

投資顧問業を営む関係で、顧客勘定で投資している。

## (3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

## ①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)			1,112,000
新株引受権証券(株)	A	-	G
新株予約権証券(株)	B	-	H
新株予約権付社債券(株)	C (*注)	-	I(*注)
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	N	O 1,112,000
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q		1,112,000
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		0

(\*従前の転換社債券)

## ②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年2月28日現在)	S	87,799,248
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)		1.27%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		1.21%

## (4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

無し

## 4【提出者(大量保有者)／4】

## (1)【提出者の概要】

## ①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	UBS Global Asset Management (UK) Limited
住所又は本店所在地	21 Lombard Street, London EC3V 9AH, United Kingdom
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

## ②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## ③【法人の場合】

設立年月日	昭和57年2月19日
代表者氏名	Paul Yates
代表者役職	Chief Executive Officer
事業内容	投資顧問業

## ④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	UBS証券会社東京支店 コンプライアンス部 久山美香
電話番号	03-5208-6041

## (2)【保有目的】

投資顧問業を営む関係で、顧客勘定で投資している。

## (3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

## ①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)			2,192,000
新株引受権証券(株)	A	- G	
新株予約権証券(株)	B	- H	
新株予約権付社債券(株)	C (*注)	- I(*注)	
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	N	O 2,192,000
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q		2,192,000
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		0

(\*従前の転換社債券)

## ②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年2月28日現在)	S	87,799,248
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)		2.50%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		2.52%

## (4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

無し

## 5【提出者(大量保有者)／5】

## (1)【提出者の概要】

## ①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	UBS Global Asset Management Life Ltd
住所又は本店所在地	21 Lombard Street, Lodon EC3V9AH, United Kingdom
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

## ②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## ③【法人の場合】

設立年月日	平成8年11月19日
代表者氏名	Michael Bishop
代表者役職	Managing Director
事業内容	保険類似の投資商品販売業

## ④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	UBS証券会社東京支店 コンプライアンス部 久山美香
電話番号	03-5208-6041

## (2)【保有目的】

保険類似の投資商品販売業を営む関係で、顧客勘定で投資している。

## (3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

## ①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)			656,000
新株引受権証券(株)	A	-	G
新株予約権証券(株)	B	-	H
新株予約権付社債券(株)	C (*注)	-	I(*注)
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	N	O 656,000
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q		656,000
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		0

(\*従前の転換社債券)

## ②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年2月28日現在)	S	87,799,248
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)		0.75%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		0.70%

## (4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

無し

## 6【提出者(大量保有者)／6】

## (1)【提出者の概要】

## ①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	UBS証券会社 東京支店
住所又は本店所在地	町1丁目5番1号 大手町ファーストスクエア
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

## ②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## ③【法人の場合】

設立年月日	平成9年11月11日
代表者氏名	サイモン・パンス
代表者役職	日本における代表者
事業内容	証券業

## ④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	UBS証券会社東京支店 コンプライアンス部 久山美香
電話番号	03-5208-6041

## (2)【保有目的】

国内の株式を自己勘定で保有している。

## (3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

## ①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	326,000		0
新株引受権証券(株)	A	- G	
新株予約権証券(株)	B	- H	
新株予約権付社債券(株)	C (*注)	- I(*注)	
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 326,000	N	O
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		15,000
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q		311,000
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		0

(\*従前の転換社債券)

## ②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年2月28日現在)	S	87,799,248
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)		0.35%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		0.29%

## (4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

ユー・ビー・エス(銀行)へ5,000貸し株

## 7【提出者(大量保有者)／7】

## (1)【提出者の概要】

## ①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	UBS Securities LLC
住所又は本店所在地	2711 Centerville Road, Suite 400, Wilmington DE 19808 Delaware, USA
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

## ②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## ③【法人の場合】

設立年月日	平成7年11月14日
代表者氏名	Robert B. Mills
代表者役職	Chief financial Officer
事業内容	証券業

## ④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	UBS証券会社東京支店 コンプライアンス部 久山美香
電話番号	03-5208-6041

## (2)【保有目的】(9)

	証券業を営む上でディーリング目的により保有している
電話番号	03-5208-6041

## (2)【保有目的】

	投資顧問業を営む関係で、顧客勘定で投資している。
--	--------------------------

## (3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

## ①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	42,499		0
新株引受権証券(株)	A	-	G
新株予約権証券(株)	B	-	H
新株予約権付社債券(株)	C (*注)	-	I(*注)
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 42,499	N	O 0
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q		42,499
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		0

(\*従前の転換社債券)

## ②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年2月28日現在)	S	87,799,248
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)		0.05%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		

## (4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

ユー・ビー・エス(銀行)へ42,499貸し株

## 【提出者(大量保有者)】

## (1)【提出者の概要】

## ①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	ユー・ビー・エス信託銀行株式会社
住所又は本店所在地	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

## ②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## ③【法人の場合】

設立年月日	昭和61年4月1日
代表者氏名	枝廣 泰俊
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	銀行業務および信託業務

## ④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	ユー・ビー・エス信託銀行株式会社 法規監理室長 大井正康
電話番号	03-5208-7781(直通)

## (2)【保有目的】

信託業務を営む上で、国内の株式に投資している。



## (3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

## ①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)			0
新株引受権証券(株)	A	- G	
新株予約権証券(株)	B	- H	
新株予約権付社債券(株)	C (*注)	- I(*注)	
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	N	O 0
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q		0
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		0

(\*従前の転換社債券)

## ②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年 2月28日現在)	S	87,799,248
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)		0.00%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		0.45%

## (4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

無し

## 第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

## 1【提出者及び共同保有者】

- |   |  |
|---|--|
| 1) ユービーエス・エイ・ジー(銀行)                           | 2) ユービーエス・グローバル・アセット・マネージメント株式会社           |
| 3) UBS Global Asse Management (Americas) Inc. | 4) UBS Global Asse Management (UK) Limited |
| 5) UBS Global Asset Management Life Ltd       | 6) UBS証券会社 東京支店                            |
| 7) UBS Securities LLC                         |  |

## 2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

## (1)【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	786,495		5,143,000
新株引受権証券(株)	A	- G	
新株予約権証券(株)	B	- H	
新株予約権付社債券(株)	C (*注)	- I	
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 786,495	N	O 5,143,000
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		15,000
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q		5,914,495
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		0

## (2)【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年 2月28日現在)	S	87,799,248
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)		6.74%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		7.10%

(\*従前の転換社債券)

## 委任状

スイス連邦法に基づき設立され、本店をスイス連邦 8001 チューリッヒ、バーンホフシュトラッセ 45 に有し、日本国東京都千代田区大手町 1 丁目 5 番一号大手町ファーストスクエアにおいて営業しているユービーエス・エイ・ジー(銀行)東京支店(以下「当行」という。)は、下記の者を代理人と定め、本店及び全支店を含む当行を代表して当行の為に下記の行為を行う権限を委任する。

1. 本店および全支店を含む当行による日本の証券取引所に上場している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書(以下、「報告書」という。)を作成、捺印すること。
2. 報告書を関東財務局長に提出すること。
3. 本委任状の写しを報告書の補足書類として関東財務局長に提出すること。
4. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
5. 上記1. ないし4. の行為に関し復代理人を選任すること。

### UBS 証券会社 東京支店

サイモン・ハンス

ジョン・ウエスト

原文之

当社はここに、当該各代理人が本委任状に基づいて適法に行いまたは行わしめることを承認する。

本委任状の写しは正式書類として財務局への提出に使用される。

本委任状は、本委任状の日付より一年の後にその効力を失う。

ユービーエス・エイ・ジー(銀行)

日本における代表者

クラウス・ウルス・ガブリエル・ダス



2005年3月15日

## 委任状(意訳)

英国、ロンドン、ロンバード・ストリート 21 に位置するユービーエス・グローバルアセットマネージメントライフ リミテッド(以下、「当社」という。)は、下記の者を代理人と定め、各々当社を代表して当社の為に下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社及び当社の共同保有者による日本の証券取引所に上場している株式の5%若しくはそれ以上を超える保有に関し、日本国の証券取引法に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書(以下、「報告書」という。)を作成すること。
2. 報告書を財務局に提出すること。
3. 本委任状の写しを報告書の補足書類として財務局に提出すること。
4. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
5. 上記1. ないし4. の行為に関し復代理人を選任すること。

### UBS 証券会社 東京支店

サイモン・バンス

ジョン・ウエスト

原文之

### ユービーエス・エイ・ジー(銀行) 東京支店

クラウス・ウルス・ガブリエル・ダス

野本 康夫

当社はここに、当該各代理人が本委任状に基づいて適法に行いまたは行わしめることを承認する。

本委任状の写しは正式書類として財務局への提出に使用される。

本委任状は、本委任状の日付より一年の後にその効力を失う。

上記を証として、当社は、権限ある者をして本委任状に署名せしめた。

---

Michael Pavey

署名権限者

---

Gill Clarke

署名権限者

2004年12月3日

## 委任状

日本国法に基づき設立され、東京都千代田区大手町一丁目5番1号大手町ファーストスクエアに本店を有するユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）は、下記の者を代理人と定め、各々当社を代表して当社の為に下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社及び当社の共同保有者による日本の証券取引所に上場している株式の5%若しくはそれ以上を超える保有に関し、日本国の証券取引法に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下、「報告書」という。）を作成すること。
2. 報告書を財務局に提出すること。
3. 本委任状の写しを報告書の補足書類として財務局に提出すること。
4. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
5. 上記1. ないし4. の行為に関し復代理人を選任すること。

### UBS 証券会社 東京支店

サイモン・バンス  
ジョン・ウエスト  
原文之

### ユービーエス・エイ・ジー（銀行）東京支店

クラウド・ウルス・ガブリエル・ダス  
野本 康夫

当社はここに、当該各代理人が本委任状に基づいて適法に行いまたは行わしめることを承認する。

本委任状の写しは正式書類として財務局への提出に使用される。

本委任状は、本委任状の日付より一年の後にその効力を失う。

2005年3月15日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社  
東京都千代田区大手町一丁目5番1号  
大手町ファーストスクエア  
代表取締役社長 パトリック・オサリヴァン



## 委任状(意訳)

One North Wacker Driv, Chicago, Illinois 60606 (US)に位置する UBS Global Asset Management (America) Inc.(以下、「当社」という。)は、下記の者を代理人と定め、各々当社を代表して当社の為に下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社及び当社の共同保有者による日本の証券取引所に上場している株式の5%若しくはそれ以上を超える保有に関し、日本国の証券取引法に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書(以下、「報告書」という。)を作成すること。
2. 報告書を財務局に提出すること。
3. 本委任状の写しを報告書の補足書類として財務局に提出すること。
4. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
5. 上記1. ないし4. の行為に関し復代理人を選任すること。

### UBS 証券会社 東京支店

サイモン・バンス

ジョン・ウエスト

原文之

### ユービーエス・エイ・ジー(銀行)東京支店

クラウス・ウルス・ガブリエル・ダス

野本 康夫

当社はここに、当該各代理人が本委任状に基づいて適法に行いまたは行わしめることを承認する。

本委任状の写しは正式書類として財務局への提出に使用される。

本委任状は、本委任状の日付より一年の後にその効力を失う。

上記を証として、当社は、権限ある者をして本委任状に署名せしめた。

\_\_\_\_\_  
Markus F Kemper

Secretary

\_\_\_\_\_  
Mary T. Capasso

Director

2004年12月28日

### Power of Attorney

UBS Global Asset Management (Americas) Inc. ("Company") of One North Wacker Drive, Chicago, Illinois 60606, hereby appoints the following persons as the Company's true and lawful attorney (each an "Attorney"), with power for any one of them acting singly on behalf of the Company, to:

1. complete the Substantial Shareholding Report and other reports ("Reports") in respect of any issue listed on the securities market in Japan in which the Company, together with other entities of UBS AG, holds in aggregate 5% and more of the securities in such issue for which disclosure is required under the Japanese Securities Regulations;
2. submit any such Reports to the Financial Services Bureau;
3. submit a copy (not the original) of this Power of Attorney to the Financial Services Bureau as supporting document to any such Reports;
4. send copies of any such Reports to the issuer and the related securities market;
5. appoint additional Attorney to represent the Company in any matter relating to preparation and submission of the Report and the disclosure and reporting of our shareholding.

#### UBS Securities Japan Ltd, Tokyo Branch

Simon Bunce  
John West  
Fumiyuki Hara

#### UBS AG, Tokyo Branch

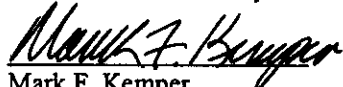
Klaus Duss  
Yasuo Nomoto

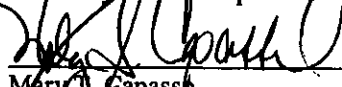
The Company shall ratify and confirm all documents, contracts, acts and things which the Attorney shall execute or do in the exercise of any of the powers conferred or purported to be conferred on the Attorney by this Power of Attorney.

A copy of this Power of Attorney shall be regarded as the official document for the purpose of submission to the Financial Services Bureau.

The authority conferred on the Attorney by this Power of Attorney shall terminate one year from the date hereof.

This Power of Attorney has been duly executed by and in the presence of:

  
Mark F. Kemper  
Secretary

  
Mary A. Capasso  
Director

Dated: December 28, 2004

## 委任状(意識)

ロンバード・ストリート 21(英国、ロンドン)に位置するユービーエス・グローバルアセットマネージメント(英国)リミテッド(以下、「当社」という。)は、下記の者を代理人と定め、各々当社を代表して当社の為に下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社及び当社の共同保有者による日本の証券取引所に上場している株式の5%若しくはそれ以上を超える保有に関し、日本国の証券取引法に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書(以下、「報告書」という。)を作成すること。
2. 報告書を財務局に提出すること。
3. 本委任状の写しを報告書の補足書類として財務局に提出すること。
4. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
5. 上記1. ないし4. の行為に関し復代理人を選任すること。

### UBS 証券会社 東京支店

サイモン・バンス

ジョン・ウエスト

原文之

### ユービーエス・エイ・ジー(銀行)東京支店

クラウス・ウルス・ガブリエル・ダス

野本 康夫

当社はここに、当該各代理人が本委任状に基づいて適法に行いまたは行わしめることを承認する。

本委任状の写しは正式書類として財務局への提出に使用される。

本委任状は、本委任状の日付より一年の後にその効力を失う。

上記を証として、当社は、権限ある者をして本委任状に署名せしめた。

---

Matthew Stemp

署名権限者

---

Ruth Beechey

署名権限者

2004年12月3日

## POWER OF ATTORNEY

**UBS Global Asset Management (UK) Ltd ("Company")** of 21 Lombard Street, hereby appoints the following persons as the Company's true and lawful attorney (each an "Attorney"), with power for any one of them acting singly on behalf of the Company, to:

1. complete the Substantial Shareholding Report and other reports ("Reports") in respect of any issue listed on the securities market in Japan in which the Company, together with other entities of UBS AG, holds in aggregate 5% and more of the securities in such issue for which disclosure is required under the Japanese Securities Regulations;
2. submit any such Reports to the Financial Services Bureau;
3. submit a copy (not the original) of this Power of Attorney to the Financial Services Bureau as supporting document to any such Reports;
4. send copies of any such Reports to the issuer and the related securities market;
5. appoint additional Attorney to represent the Company in any matter relating to preparation and submission of the Report and the disclosure and reporting of our shareholding.

### UBS Securities Japan Ltd, Tokyo Branch

Simon Bunce  
John West  
Fumiyuki Hara

### UBS AG, Tokyo Branch

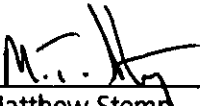
Klaus Duss  
Yasuo Nomoto

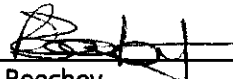
The Company shall ratify and confirm all documents, contracts, acts and things which the Attorney shall execute or do in the exercise of any of the powers conferred or purported to be conferred on the Attorney by this Power of Attorney.

A copy of this Power of Attorney shall be regarded as the official document for the purpose of submission to the Financial Services Bureau.

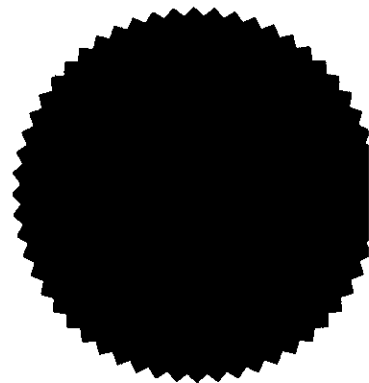
The authority conferred on the Attorney by this Power of Attorney shall terminate one year from the date hereof.

This Power of Attorney has been duly executed by and in the presence of:

  
\_\_\_\_\_  
Matthew Stemp  
Authorised signatory

  
\_\_\_\_\_  
Ruth Beechey  
Authorised signatory

Dated: 3rd December 2004





## 委任状(意訳)

英国、ロンドン、ロンバード・ストリート 21 に位置するユービーエス・グローバルアセットマネージメントライフ リミテッド(以下、「当社」という。)は、下記の者を代理人と定め、各々当社を代表して当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社及び当社の共同保有者による日本の証券取引所に上場している株式の5%若しくはそれ以上を超える保有に関し、日本国の証券取引法に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書(以下、「報告書」という。)を作成すること。
2. 報告書を財務局に提出すること。
3. 本委任状の写しを報告書の補足書類として財務局に提出すること。
4. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
5. 上記1. ないし4. の行為に関し復代理人を選任すること。

### UBS 証券会社 東京支店

サイモン・バンス

ジョン・ウエスト

原文之

### ユービーエス・エイ・ジー(銀行)東京支店

クラウド・ウルス・ガブリエル・ダス

野本 康夫

当社はここに、当該各代理人が本委任状に基づいて適法に行いまたは行わしめることを承認する。

本委任状の写しは正式書類として財務局への提出に使用される。

本委任状は、本委任状の日付より一年の後にその効力を失う。

上記を証として、当社は、権限ある者をして本委任状に署名せしめた。

---

Michael Pavey

署名権限者

---

Gill Clarke

署名権限者

2004年12月3日

## POWER OF ATTORNEY

**UBS Global Asset Management Life Ltd ("Company")** of 21 Lombard Street, hereby appoints the following persons as the Company's true and lawful attorney (each an "Attorney"), with power for any one of them acting singly on behalf of the Company, to:

1. complete the Substantial Shareholding Report and other reports ("Reports") in respect of any issue listed on the securities market in Japan in which the Company, together with other entities of UBS AG, holds in aggregate 5% and more of the securities in such issue for which disclosure is required under the Japanese Securities Regulations;
2. submit any such Reports to the Financial Services Bureau;
3. submit a copy (not the original) of this Power of Attorney to the Financial Services Bureau as supporting document to any such Reports;
4. send copies of any such Reports to the issuer and the related securities market;
5. appoint additional Attorney to represent the Company in any matter relating to preparation and submission of the Report and the disclosure and reporting of our shareholding.

### UBS Securities Japan Ltd, Tokyo Branch

Simon Bunce  
John West  
Fumiyuki Hara

### UBS AG, Tokyo Branch

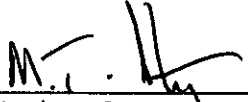
Klaus Duss  
Yasuo Nomoto

The Company shall ratify and confirm all documents, contracts, acts and things which the Attorney shall execute or do in the exercise of any of the powers conferred or purported to be conferred on the Attorney by this Power of Attorney.

A copy of this Power of Attorney shall be regarded as the official document for the purpose of submission to the Financial Services Bureau.

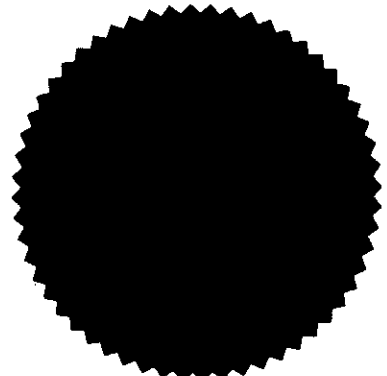
The authority conferred on the Attorney by this Power of Attorney shall terminate one year from the date hereof.

This Power of Attorney has been duly executed by and in the presence of:

  
\_\_\_\_\_  
Matthew Stemp  
Authorised signatory

  
\_\_\_\_\_  
Ruth Beechey  
Authorised signatory

Dated: 3rd December 2004.



## 委任状（意訳）

米国デラウェア州法に基づき設立されたユービーエス セキュリティーズ エルエルシー（以下、「当社」という。）は、下記の者を代理人と定め、各々当社を代表して当社の為に下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社及び当社の共同保有者による日本の証券取引所に上場している株式の5%若しくはそれ以上を超える保有に関し、日本国の証券取引法に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下、「報告書」という。）を作成すること。
2. 報告書を財務局に提出すること。
3. 本委任状の写しを報告書の補足書類として財務局に提出すること。
4. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
5. 上記1. ないし4. の行為に関し復代理人を選任すること。

### UBS 証券会社 東京支店

サイモン・パンス

ジョン・ウエスト

原文之

### ユービーエス・エイ・ジー（銀行）東京支店

クラウド・ウルス・ガブリエル・ダス

野本 康夫

当社はここに、当該各代理人が本委任状に基づいて適法に行いまたは行わしめることを承認する。

本委任状の写しは正式書類として財務局への提出に使用される。

本委任状は、本委任状の日付より一年の後にその効力を失う。

上記を証として、当社は、権限ある者をして本委任状に署名せしめた。

---

Jeffrey H Laska

ディレクター兼

アシスタントセクレタリー

---

Johne E. Nutson

アソシエイト ディレクター兼

アシスタントセクレタリー

2005年1月11日

## Power of Attorney

UBS Securities LLC, a Delaware limited liability company (the "Company"), hereby appoints the following persons as the Company's true and lawful attorneys-in-fact (each an "Attorney"), with power for any two of them acting together or jointly with any other authorized officer of the Company, on behalf of the Company, to:

1. complete the Substantial Shareholding Report and other reports ("Reports") in respect of any issue listed on the securities market in Japan in which the Company, together with other entities of UBS AG, holds in aggregate 5% or more of the securities in such issue for which disclosure is required under the Japanese Securities Regulations;
2. submit any such Reports to the Financial Services Bureau;
3. submit a copy (not the original) of this Power of Attorney to the Financial Services Bureau as supporting document to any such Reports;
4. send copies of any such Reports to the issuer and the related securities market;
5. appoint additional Attorney to represent the Company in any matter relating to preparation and submission of the Report and the disclosure and reporting of our shareholding.

### UBS Securities Japan Ltd., Tokyo Branch

Simon Bunce  
John West  
Fumiyuki Hara

### UBS AG, Tokyo Branch

Klaus Duss  
Yasuo Nomoto

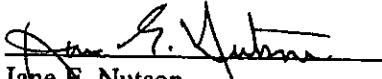
The Company shall ratify and confirm all documents, contracts, acts and things which the Attorney shall execute or do in the exercise of any of the powers conferred or purported to be conferred on the Attorney by this Power of Attorney.

A copy of this Power of Attorney shall be regarded as the official document for the purpose of submission to the Financial Services Bureau.

The authority conferred on the Attorney by this Power of Attorney shall terminate one year from the date hereof.

This Power of Attorney has been duly executed by and in the presence of:

  
\_\_\_\_\_  
Jeffery H. Laska  
Director and Assistant Secretary

  
\_\_\_\_\_  
Jane E. Nutson  
Associate Director and Assistant Secretary

Dated: 11 January 2005

## 委任状

日本国法に基づき設立され、東京都千代田区大手町一丁目5番1号大手町ファーストスクエアに本店を有するユー・ビー・エス信託銀行株式会社（以下「当社」という。）は、下記の者を代理人と定め、各々当社を代表して当社の為に下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社及び当社の共同保有者による日本の証券取引所に上場している株式の5%若しくはそれ以上を超える保有に関し、日本国の証券取引法に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下、「報告書」という。）を作成すること。
2. 報告書を財務局に提出すること。
3. 本委任状の写しを報告書の補足書類として財務局に提出すること。
4. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
5. 上記1. ないし4. の行為に関し復代理人を選任すること。

### UBS 証券会社 東京支店

サイモン・バンス  
ジョン・ウエスト  
原文之

### ユービーエス・エイ・ジー（銀行）東京支店

クラウス・ウルス・ガブリエル・ダス  
野本 康夫

当社はここに、当該各代理人が本委任状に基づいて適法に行いまたは行わしめることを承認する。

本委任状の写しは正式書類として財務局への提出に使用される。

本委任状は、本委任状の日付より一年の後にその効力を失う。

2005年3月15日

ユー・ビー・エス信託銀行株式会社  
東京都千代田区大手町一丁目5番1号  
大手町ファーストスクエア  
代表取締役社長 枝廣 泰俊

